

鳥取縣公報

縣令

第七百八十九號
昭和十一年十二月二十六日

土曜日

◇鳥取縣令第三十四號

家畜傳染病豫防法第十六條ノ規定ニ依リ家禽コレラ及家禽ベスト豫防ノ爲當分ノ間別ニ告示スル地方ヲ發シ又ハ同地方ヲ通過シタル鶏、鶩其ノ他病毒傳播ノ虞アル物品ノ移入ヲ停止ス但シ汽車又ハ汽船ニ搭載ノ儘同地方ヲ通過シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十一年十二月二十六日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

◇鳥取縣令第三十五號

昭和十年一月鳥取縣令第一號牛乳營業取締規則施行細則中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十一年十二月二十六日

00401

鳥取縣知事 立 田 清 辰

第二十五條中第二號、第四號、第八號及第一〇號ヲ左ノ通改ム

二 牛舎ハ適當ノ高サノ緊密ナル天井張りトシ完全ナル採光換氣窓ヲ設ケ且良水ノ充分ナル供給設備並手洗裝置ヲ爲スコト

四 牛舎内側牛房ニ接近スル後方壁ハ地盤ヨリ高サ一、〇「メートル」以上不滲透質材ニテ築造スルコト

八 搾乳室ヲ設クル場合ニ於テハ間口一、六「メートル」以上奥行二、〇「メートル」以上トシ之ヲ牛房ニ隣接セシメントスル場合ニ於テハ地盤ヨリ高サ一、〇「メートル」以上ノ中隔ヲ設ケ地盤ハ水洗ニ便ナル不滲透質材料ヲ以テ築造スルコト

一〇 牛乳搾取場ニハ牛乳取扱室及器具整頓室ヲ設クルコト但シ同一敷地内ニ處理場ヲ設置セル搾取場ニ在リテハ別ニ之ヲ設ケザルコトヲ得

第三十四條中第一號、第三號及第七號ヲ左ノ通改ム

一 牛乳取扱室並器具取扱室ハ處理量ニ應ジ適當ノ廣サトシ蒸氣汽罐ヲ設置スル場合ニ於テハ汽罐室ハ區畫ヲ設ケ之ヲ別室ト爲スコト

三 天井ハ適當ノ高サニ緊密ニ張り内壁ハ不滲透質ノ材料ヲ以テ築造スルコト

00402

訓 令

◆鳥取縣訓令甲第十二號

市 町 村 長

七 牛乳ノ殺菌並容器具ノ滅菌ヲ行フニ必要ナル施設ヲ爲スコト但シ低溫殺菌器ニハ自記溫度計ヲ裝置スルコト(溫度計ハ各度量衡法ニ依ル檢定證印アルモノトス)

第三十四條第八號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

九 牛乳ノ桶型殺菌器ニシテ其ノ排乳部ニ盲管アルモノ或ハ活栓部ニ於テ牛乳ノ漏洩シ若ハ廻轉軸部ヨリ油ノ混入ノ虞アルモノ又ハ操作中牛乳ノ表面ニ泡沫層ヲ生ズルモノハ之ヲ使用セザルコト

昭和二年一月鳥取縣訓令甲第五號鳥取縣市町村統計事務處理規程第二條ニ定ムル別冊中左ノ通改正ス

昭和十一年十二月二十六日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

別冊中表號第六ヲ削リ「第七」ヲ「第六」ニ改メ以下順次繰上グ

告示

鳥取縣告示第六百八十二號

昭和十一年十二月二十六日鳥取縣令第三十四號家禽コレラ及家禽ベスト豫防ニ關スル件中停止スル區域ヲ左ノ通定ム

昭和十一年十二月二十六日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

- 愛知縣ノ内 知多郡、名古屋市、豊橋市、一宮市、
- 岐阜縣ノ内 稲葉郡
- 大阪府ノ内 北河郡、中河内郡
- 京都府ノ内 京都市右京區
- 兵庫縣ノ内 神戸市、須摩區、灘區、明石郡

鳥取縣告示第六百八十三號

因伯牛犢生産検査規則第一條ニ依ル生産検査ヲ左ノ通施行ス依テ昭和十一年十一月十五日迄ニ生産

00404

シタル犢ノ所有者又ハ管理者ハ該犢ヲ所定ノ検査所ニ牽付検査ヲ受クベシ

昭和十一年十二月二十六日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

検査期日	検査場所	検査區域	牽付時刻
昭和十二年 一月 六日	西伯郡高麗村妻木	高麗村	午前十時
一月 七日	淀江家畜市場 大和村佐陀	淀江町 大和村	午前十時 午後二時
一月 八日	宇田川村中西尾	宇田川村	午前十時
一月 九日	日吉津村日吉津 巖村役場前	日吉津村 巖村	午前十時 午後一時
一月 十一日	大高村家畜市場	大高村	午前十時
一月 十二日	春日村役場前 縣村役場前	春日村 縣村	午前十時 午後二時
一月 十三日	大幡村家畜市場	大幡村	午前十時
一月 十四日	幡郷村坂長	幡郷村	午前十時
一月 十五日	五千石村彌市	五千石村	午前十時
一月 十六日	尙徳村青木	尙徳村	午前十時
一月 十八日	手間村宮前	手間村	午前十時

一圓

00403

00405

鳥取縣告示第六百八十四號

一月十九日	賀野村金田	賀野村	午前十時
一月二十日	法勝寺家畜市場	法勝寺村	午前十時
一月二十一日	大國村役場前	大國村	午前十時
一月二十二日	天津村役場前	天津村	午前十時
一月二十三日	成實村役場前	成實村	午前十時
一月二十五日	米子家畜市場	米子市	午後十時
一月二十六日	福生村役場前	福生村	午後十時
一月二十七日	福米村役場前	福米村	午後十時
一月二十八日	加茂村役場前	加茂村	午後二時
一月二十九日	夜見村役場前	夜見村	午前十一時
一月三十日	富益村役場前	富益村	午後二時
二月一日	和田村役場前	和田村	午後二時
	大篠津家畜市場	大篠津村	午前十時
	中濱村役場前	中濱村	午後二時
	余子村役場前	余子村	午前十時
	上道村役場前	上道村	午後一時
	彦名村役場前	彦名村	午前十一時
	崎津村役場前	崎津村	午後一時
	渡村役場前	渡村	午前十一時
	外江村役場前	外江村	午後一時
	境町役場前	境町	午後三時

00406

鳥取縣告示第六百八十五號

昭和十一年十一月十五日東伯郡倉吉町役場書記松田長年ニ交付セル縣稅檢査章左記ノ通紛失ニ付無効トス

昭和十一年十二月二十六日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

區分	年 月 日	番號	所 屬 應	職 名	氏 名
紛失	昭和一一、八、一三	四	東伯郡倉吉町役場	書記	松 田 長 年

鳥取縣知事 立 田 清 辰

鳥取縣告示第六百八十五號

財務出張所勤務縣書記異動ニ付左記ノ通縣稅檢査章返納及交付セリ

昭和十一年十二月二十六日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

區分	年 月 日	番號	所 屬 應	職 名	氏 名
返納	昭和一一、八、七	一五	鳥取財務出張所	元縣書記	高 見 觀 一

00407

同	昭和一一、一〇、五	一〇	同	同	同	植田重次郎
同	昭和一一、一〇、一三	二〇	米子財務出張所	同	同	淺井聿夫
交付	昭和一一、八、三一	四九	同	同	縣書記	金田瀧藏
同	昭和一一、一〇、五	五〇	同	同	同	中尾鹿藏

◆鳥取縣告示第六百八十六號

各財務出張所管內縣稅事務取扱者異動ニ付縣稅檢査章左記ノ通返納及交付セリ

昭和十一年十二月二十六日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

鳥取財務出張所管內之部

區分	年 月 日	番號	役場名	職名	氏名
返納	昭和一一、八、一五	五四	八頭郡丹比村役場	元書記	大平元造
交付	同	五四	同	書記	山根 薰
返納	昭和一一、九、一九	四六	同郡智頭町役場	元書記	柏原政美

00408

同	昭和一一、九、二九	七一	氣高郡豊實村役場	元書記	福田鹿藏
交付	同	七一	同	書記	徳田祐三

米子財務出張所管內之部

返納	昭和一一、七、一二	一五	西伯郡車尾村役場	元收入役	齊古徳治
交付	昭和一一、一〇、七	七六	米子市役所	書記	弓削鋭郎
同	昭和一一、一〇、二六	七一	日野郡溝口町役場	同	森谷幾衛
返納	昭和一一、一一、一〇	七七	西伯郡外江村役場	元書記	濱田由市
交付	昭和一一、一一、一二	七七	同	書記	遠藤武徳英
返納	昭和一一、一一、一二	一八	同郡大國村役場	元書記	花田吉次
交付	昭和一一、一一、一三	七八	同	書記	松原龜義

倉吉財務出張所管內之部

返納	昭和一一、八、一三	三	東伯郡倉吉町役場	元書記	福田健三
----	-----------	---	----------	-----	------

00409

同	同	五	同	同	同	河本正
同	同	八	同	元書記補	安田	安田
交付	昭和一一、八、一五	五二	同	書記	松田	松田長年
同	同	五三	同	同補	山松	山松茂雄
同	同	五四	同	書記	計羽	計羽正延
同	同	五五	同	同	前田	前田正常
同	昭和一一、九、七	五六	同郡上北條村役場	同	牧田	牧田叔人
返納	同	三六	同	元書記	沖田	沖田勝治

◆鳥取縣告示第六百八十七號

森林法ニ依リ左記箇所ニ對スル保安林解除ノ申請ヲ受理シタリ

昭和十一年十二月二十六日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

字	地	番	保安林種類	保安林面積	解除面積	所有者	申請者
---	---	---	-------	-------	------	-----	-----

00410

西伯郡御來屋町

釋迦谷	五四四	風致林	段畝 二四〇八步	段畝 二四〇八步	角田九郎	御來屋町
同	五四五ノ一	同	九一七	九一七	同	同
東岡山	五〇四ノ五	同	三〇五	三〇五	中川祐郎	同